

用に關する各種の論議は尙盡きないのであるが姑らく之で打切としたい。(一四、四、三附)

記地帶收用の問題は都市計畫の書物に大抵論及してある。例之リユース、ウイリヤムス、ロビンソン等。之を精細に論じたものは米國都市協會叢書 National Municipal League

英國道路行政の進化

内務書記官 丹 羽 七 郎

國家が道路施設に關して採る態度は道路の使命が時代に依りて異なるに對應して變化すべきは言を俟たない。近世に於て道路の使命を變革したものは第一に鐵道であり、第二には自動車である。機械の發明が近世產業革命の物質的基礎であつたと同様に、鐵道なる機械力が陸運に應用された事は道路の使命に第一期の革命を起した。

此時代には運賃低下、運送の敏速、遠距離輸送等文明の恩澤は一に鐵道のみによつて與へられたのである。道路交通には蒸氣又は電氣を動力とする軌道が主に市街に於て漸次發達

ue Series の一篇イリノイ州大學講師ロバートユージーヌ・カッシュマンの『超過收用論』である。 "Excess Condemnation by Robert Engen Cushman," 1917 各國地帶收用の比較研究及之を米國に實施する場合に於ける各種の論議を網羅して居つて、地帶收用に關する最良の好著である。

今や道路の改善は地方に放任す可き問題でなくなつた。國家の道政策が變更すべきは當然である、若し夫れ道路政策を此事實に應じて變更しないならば國民の經濟生活、日常生活を委縮せしむる結果を生ずる事も亦當然である、されば歐米各國政府は世界大戰直後から其の瘡痍を滿身に蒙つて居るものでも猶道路改良に就いての國策を樹立するに一大努力を惜まなかつたのである。

米國合衆國政府の最近採つた政策に付ては前號所載「米國に於ける自動車課稅」中に一言したのであるが、茲に英國道路行政近時の進化に就て述べて見よう。

英國に於ける道路が今日の狀態を備へたに付ては羅馬の影響の大なりし事を否めない、然し此軍國主義の國家が自ら道路の築設を行つた政策は其の國權が此國に及ばなくなると共に全く消滅し去つた。一五五五年の道路法に依れば道路の維持は小弱なる教會區の責任であつた、即ち國家の顧みない道路の仕事を教會が行つたのである。斯る狀態は羅馬の支配がなくなつて以來永く續いたが、其間にヘンリー八世の如きは橋梁令を出して橋梁の維持を縣に命じた、併し事實に於ては橋梁の建設は慈善團體などが之を行ふたに過ぎない有様であった。

道路交通の範圍が短小であり、且つ重荷物は水運に依つた時代に於ては、教會區の道路維持が不満足であつても其で事足りたであらうが、此制度を破壊する力は經濟の發達と共に次第に現はれて來た、其の第一は郵便制度の開始であり、一七七三年には遞送馬車が出現した、此の間に第一のターンパイク道路法が公布されてゐるのを見れば、教會區管理の制度が全く行詰まる事が分るのである、其の後ターンパイク道路は次第に各所に發達し、道路の築設が私企業の手で行はれることになつた、此は道路本來の性質から云ふても永く續くことが出來なかつたと同時に、道路行政は到底教會區に放任する事が出來なくなつた。一八四八年の公衆衛生法は市に道路管理權を與へ一八六二年の道路法は郡部の爲に數個の教會區を包括する行政區畫を定めて道路行政權を賦與した、斯る狀態は數回の變更はあつたが尙繼續した、併し道路交通の範圍は益々擴大する計りであるから郡本位の制度も到底満足されなかつた。一八七八年の道路及汽車法は郡の區域を擴大すると同時に幹線道路を定め、此道路の經費は其半額を縣が負擔することとした、一八八二年には幹線道路維持費補助として二十五萬磅の支出を國會が承認した、此は實に從前の制度と比すると一大變化である、此の補助に依つて幹線道路に付て

は縣は道路費の二分の一を補助し、國家は四分の一を補助し、道路管理者は四分の一を負擔することになったのである。羅馬の軍國的道路政策が擲たれて以來千五百年にして始めて國家が道路築造に對して直接積極政策を探つたのである。

一八八八年には幹線道路を縣の管理に移管した、交通の擴大と共に道路管理をヨリ大なる團體の手に移動するの過程は、上述の歴史が充分に物語つてゐると思ふ、併し斯る變遷の間にも道路交通の範囲の擴大は一日も底止する處がないのみならず、自動車の利用發達は此傾向を躍進せしめたから、幹線道路に付て縣の責任を定めた丈で満足する事は出來なくなつて、一九〇九年の道路改良基金法は道路改良に對する國家の責任を確立した。此法律は道路の國政機關として道路局を設置し、一九一〇年の財政法に依つて徵收する事となつた、自動車用油稅及自動車登錄稅の收入を道路改良の爲めに使用するの權限を賦與した。其の收入は一九一一年に既に百二十萬磅に上つた、此の財源を以て道路の改善を促進したのであるが、世界大戰以來道路の經濟的使命は更に一段の重要さを加へた、此大勢を擗む事を忘れなかつた英國政府は更に一大新計畫を樹立した、一九一九年度の一千萬磅道路改良計畫は即ち夫である。此計畫は二百萬磅を道路改良基金より八百萬磅

を政府の一般歲入より支出する事としたのである。此補助は道路の重要なものに等級を定め此に従つて補助率を定めてをる。

英蘭土及ウエールス(一等)

一八、二六二哩
一一、四七八哩

スコットランド(二等)

四、九六八哩
三、二五九哩

而して一等道路には半額、二等道路には四分の一を補助するのである。尙英國政府が此の著大なる計畫を立てたのは一つには失業救濟の必要に依つたのであるといふことは茲に一言しておく必要があらう、其後此計畫には追加が行はれたが其は略しておこう。以上の如く、道路交通の發達、高速度重量機關の利用、從に交通範囲の擴大は次第に道路改良を地方問題として放置する事が出來なくなつたので一九〇九年の法律に依つて一大國策を確立したのである。國家が道路の改良に付て如何なる程度に參加す可きや、是れ道路交通の變化驚く可きものある我國現下の趨勢に鑑みて深く考究す可き問題である、而して英國道路行政進化の事實は我國の爲政者に三省を促してゐると思はれる。